部 課 室

出 **上機関** 

正 奈良県職員服務規程 令和三年四月一 日 (昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号) から施行する。 の一部を次のように改

令和三年三月三十

奈良県知事 正

泊力向上室の課の室長」を削る。 川政策官」の下に「をいう。 第二条第十一号中 「規定する」 」を加え、 の 下 に 同条第二十五号ケ中「、 「政策参与及び」を加え、 1 ンバウンド戦略 同条第十五号中 · 宿 河河

第六条第一項ただし書中「 (第四号様式) に の 下 12 「記入し、 又は」 を加える。

する書類」に改め、 の証明書」 第七条第三項及び第四項中 を「との関係及び要介護者の状態を明らかにする書類」 同条第八項中「の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等 「に係る医師の診断書等の証明書」を「の状態を明らか に改める。

認印を押さなければ」を 第十二条第一項ただし書及び第二項ただし書中 「記入しなけ れば」 に改 ある。 記入 当該命令を受領した旨の

第三号様式中 「受領印」 を 「受領確認」 に改め

第三号様式の二中 | 氏名

を 「氏名

に、  $\overline{\mathbb{H}}$ 

を「汨

₩

第三号様式

の三中

「氏名

₩

を 「氏名

に改める。

第五号様式 式 (その二) 中 「所属長

に

改

がある。

(その一)及び同様

回」を「所属

加 に改める。

**鬸
勠
」
に
改
め
る
。** 第六号様式 の 一 の表及び裏中 「所属長印」 を 「所属長確認」 に、 「届出印」 を 国 E

確認」 第六号様式 に改める。 の二の表及び裏中 「所属長印」 を 「所属長確認」 に、 「顧出印」 を |顧出

:名曰」 第六号様式の三の表 「職氏名」 を「職氏名 に改める。 に改め、 中「水人町」を 同様式 の (裏) 中 「本人確認」 「本人印」 に、 を「本人確認」 「の料」 を「の確認」 に、 「職氏 に、 治明

第六号様式 0 四の表及び (裏) 中 「本人印」 を 「本人確認」 に、 「職氏名印」 を 「職氏名

に改める。

第七号様式から第十一号様式までの規定中「霽田的

印」を「職氏名

に改める。

第十二号様式及び第十二号様式の二中「臼」を「蝨謖」 に改める。

第十二号様式の三及び第十二号様式の四中「廿人哥」を「廿人鬸閟」に改める。

第十二号様式の五及び第十二号様式の六中「圧的

町」を「氏名

」に改める。

第十三号様式中「牙

₩ 町」を「田

」に改める。

第十六号様式中「顯氏名

印」を「職氏名

₩ に、 「職

天 名 町」を「職 开 2 に改める。

第十七号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に、 「所属職氏名印」や 「所属